

## 仕 様 書

1 件名

令和8年度中学生体験学習事業報告用リーフレットの製作（デザイン企画印刷）

2 納入数量

2,500部（A4版4ページ）

3 納入期限

令和8年10月5日（月）

4 納入場所

福島区役所2階20番窓口（保健福祉課子育て教育担当）  
大阪市福島区大開1丁目8番1号

5 納入方法

- （1） 梱包し、汚れ・損傷をきたさないようにすること。また、納入時に雨天が予想されるときは、納入物に雨がかからないよう養生すること。
- （2） 100部ごとに帯留めすること。
- （3） 電子メールにて電子媒体PDFデータを納品すること

6 規格等

- ・デザイン企画
- ・印刷：オフセット印刷で、両面印刷を行うこと
- ・サイズ：A3版を半分に折り、A4版仕上げ
- ・紙質：コート紙（135kg程度）
- ・刷色：両面フルカラー（4色刷り）

7 原稿

契約締結後速やかに本市よりMicrosoft Word又はMicrosoft Excelで作成した原稿データを提出するので（画像データは別途提供する）、受注者は提出された原稿データをもとに、分かりやすいようにアレンジ、画像編集等を加え、2つのデザイン案を提示したうえで、区役所の指示に従い印刷すること。

8 校正

- （1） 校了まで（校正は3回程度を想定）（注）デザイン企画案は別とする。
- （2） 校了後、確認できるものとして仕様書の規格どおりの内容にて提出し、当区の承諾を受けること。

9 契約

契約金額は、デザイン企画及び写真植字など印刷に関する経費や納品に関する経費等、

一切を含めること。なお、支払いについては、受注者からの請求に基づき、一括で履行確認後に支払う。

#### 10 担当

大阪市福島区役所保健福祉課子育て教育担当 担当：中岡  
電話：06 - 6464 - 9888

#### 11 その他

- (1) 参加にあたっては、本仕様書を十分に検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知すること。
- (2) 質問受付期間経過後の疑義については受付しない。
- (3) 契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。
- (4) 「大阪市グリーン調達方針」<http://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000224120.html> の別表の(22) - 2 印刷の【判断の基準】を満たすものとし、【配慮事項】について十分配慮されていること。
- (5) 契約締結後、速やかに「資材確認表」を提出し、承認を受けること。
- (6) 納品時には、「資材確認表」、「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出すること。
- (7) 原稿の見本は「4 納入場所 福島区役所2階 保健福祉課子育て教育担当」にあり。
- (8) 契約締結後、速やかに「10 担当」の担当者と印刷日程等の詳細について協議すること。なお、本件はデザイン企画印刷であるので、リーフレット作成等については担当者と十分な打ち合わせを行ったうえ、デザイン企画を行うこと。
- (9) 納品の際は、納品物品の名称及び数量等が確認できる「納品書」を提出すること。
- (10) 本業務を通じて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (11) 成果物に係る使用权及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条に規定する権利をいう)は、本市に帰属するものとする。
- (12) 納入の際には、大阪市グリーン配送実施要綱に定めるグリーン配送適合車を使用すること。
- (13) 本市とのやりとりは、日本語で行うこと。

## 再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

## グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。  
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
  - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
  - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課  
自動車交通環境対策グループ

電 話：06-6615-7965

## 職員等の公正な職務の執行の確保にかかる特記仕様書

### （条例の遵守）

第1条 受託者および受託者の役職員は、この契約の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

### （公益通報等の報告）

第2条 受託者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を委託者へ報告しなければならない。

2 受託者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を委託者へ報告しなければならない。

第3条 委託者と本契約を締結した受託者は、この契約の履行に関して、委託者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに委託者の企画総務課（連絡先06-6464-9625）に報告しなければならない

### （調査の協力）

第4条 受託者および受託者の役職員は、委託者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

### （公益通報に係る情報の取扱い）

第5条 受託者の役職員又は受託者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

### （委託者の解除権）

第6条 委託者は、受託者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約（協定）を解除することができる。（指定管理者の指定を取り消すことができる。）

（委託者：大阪市 受託者：事業者）

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。